

江戸川区 障害児通所事業所 指定の流れ

手続きの流れ

スケジュール

※【重要】物件の建築前又は賃貸物件の契約締結前に必ず図面等のご相談を事業者支援係に行ってください。

① 江戸川区の現在のニーズを確認

◎ニーズ確認入力フォーム (Logo フォーム)

【ニーズ問い合わせ先】障害者福祉課 計画調整係 TEL:03-5662-0044

② 東京都障害者サービス情報サイトで都の指定協議説明会について内容を**事前確認**のうえ、直近の障害児通所支援事業所の「指定協議説明会」にお申込ください。**(管理者候補者の参加は必須。)**児童発達支援管理責任者は候補者が決まっている場合は原則参加。参加後、アンケートの提出が必要。)

※「指定協議説明会」に参加後から③へ進みます。

② 年12回・毎月
実施予定

③ 江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係(以下、「事業者支援係」という)に下記、事前調査票の提出を行う。

◎事前調査票・図面提出フォーム (Logo フォーム)

(指定協議説明会から6か月以内に事前調査票を提出してください。)

③説明会后
～
指定希望4か月前

④ 事前調査票に基づく面談及び、建物、児童発達支援管理責任者の要件確認等を行う。

※建物、児童発達支援管理責任者の要件確認は、事前に行う場合もあります。

同時に行う場合
もあります。

④～⑥
事前調査票
提出後
～
指定前々月

⑤ 管理者及び児童発達支援管理責任者の面談。

⑥ 申請書類の審査。

※最短で1か月程度かかります。

⑦指定前々月末まで

⑦ 申請書類を整えて、江戸川区へ提出。
施設の内装等の工事完了。

⑧ 現地確認。

⑧指定前月

⑨ 上記の手続きの完了後、指定希望月1日付で指定通知書を送付
事業開始。

指定に関する問い合わせ先
障害者福祉課 事業者支援係
TEL : 03-5662-0712

※事前調査票の提出を行ってから1か月以上ご連絡が無い場合は、改めて事前調査票の提出をお願い致します。あらかじめご承知おきください。